

安治川保育園 重要事項説明書

令和 7 年 4 月改定

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 淳風会
所 在 地	大阪市港区波除 5-4-7
電 話 番 号	06-6585-3391
代表者氏名	理事長 西村 栄一郎

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	(本園) 安治川保育園 (分園) 安治川保育園 分園 あじびよ
施 設 の 所 在 地	(本園) 大阪市港区波除 1-6-6 (分園) 大阪市西区境川 2-5-27
連 絡 先	(本園) 電話番号06-6582-7883 FAX06-6584-9472 (分園) 電話番号06-6585-2428
管 理 者	園長 森脇 妙子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	(本園) 2 歳児 30 人 3 歳児 34 人 4 歳児 36 人 5 歳児 38 人 (分園) 0 歳児 15 人 1 歳児 25 人
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 90 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 42 人 満 1 歳未満の児童 12 人
開 設 年 月 日	1979 年 5 月 1 日
事 業 所 番 号	2710051002881
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.junpu-kai.or.jp

3 施設の目的・運営方針

安治川保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		本園 1177.52 m ² 分園 169.41 m ²
園 舎	構 造	本園 鉄筋造 14 階建のうち 1 階 分園 鉄筋造 6 階建のうち 1 階
	延べ面積	本園 537.72 m ² 分園 133.43 m ²
園 庭（本園）		476.87 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	3 室	本園 1 室 さくら組（満 2 歳児クラス） 分園 2 室 ひまわり組（満 1 歳児クラス）、 ちゅうりっぷ組（満 0 歳児クラス）
ほふく室	1 室	分園（ちゅうりっぷ組保育室）
保育室	3 室	ゆり組（満 3 歳児クラス） ばら組（満 4 歳児クラス） すみれ組（満 5 歳児クラス）について各 1 室
遊戯室	1 室	子育て支援室を兼ねる。
調理室	1 室	
事務室	1 室	静養室を兼ねる

5 提供する教育・保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) ①広い園庭でのびのびと遊びます。

②園外保育を多く取り入れ、自然や文化的体験を味わいます。

③幼児クラスになると特別指導（英語・書道・体操）が行われます。

(3) 送迎

登降園については原則として保護者が送迎を行うものとさせて戴きます

(4) その他

幼児クラスは課外教室（英語・書道・体操）があります。（受講は任意）

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）R7 年 4 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務を司り、所属職員を監督。	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育を司る。	1	1		
保育士	保育に従事しその計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。保育補助は保育士の補助業務を行う。	27	17	10	
子育て支援員	保育補助として保育士の補助業務を行う。	4		4	
調理員	給食調理を行う。	2	1	1	
事務員	園の事務及び雑務を行う。	1		1	
無資格	保育補助として保育の補助業務を行う。	1		1	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9:00～17:45）
主任保育士	正規の勤務時間帯（9:15～18:00）
保育士	正規の勤務時間帯（6:45～19:00）シフト制
看護師	勤務時間（9:00～16:15）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 教育・保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は18時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時15分頃	11時頃	15時頃	午前間食は離乳食完了食後
1歳児	9時15分頃	11:10頃	15時頃	

2歳児	9時15分頃	11:20頃	15時頃	
3歳児		11:30頃	15時頃	
4歳児		11:40頃	15時頃	
5歳児		11:50頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応 食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	委託	備考
園児の栄養指導及び管理	2	2		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればお知らせください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	はらだこどもクリニック
医院長名又は医師名	原田 由利香
所在地	大阪市西区境川 1-1-31 境川メディカルセンター602
電話番号	06-6537-9213

(2) 歯科

医療機関の名称	なみよけ歯科医院
医院長名又は医師名	田村 邦宏
所在地	大阪市港区波除 3-8-7 プライムステージ弁天町 1F
電話番号	06-6583-4182

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

本園

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 無 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

分園

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施。年に数回外部人権研修に参加。
職員面談時にてセルフチェックを行う。
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 保育主任（分園は分園主任） ・責任者 園長 ・ご利用時間 9:00～17:00 ・電話番号 06-6582-7883 F A X 06-6584-9472 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	板谷 廣二	港区人権啓発推進協議会会長
	石井 力	大阪市立波除小学校校長
	高瀬 裕子	波除連合振興町会女性部長
	小川 なつ代	西区千代崎地区民生委員

※当園では、上記の他、園内に「ご意見・ご要望の解決のための仕組み」を掲示しています。また、要望・苦情に係る投函箱を事務室前に設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	A I G 損害保険		
保険の内容	園内外を問わず園の主催共催の行事担保		
保険金額	(単位：1000 円)		
	保険金額	対人 1 名につき	200,000 円
	(支払限度額)	1 事故につき	500,000 円

	対物 1 事故につき	10,000 円
	最低保険料	15,000 円
免責金額	対人	14,060 円
(自己負担額)	対物	940 円
	合計保険料	15,000 円

20 園児の利用状況（毎年度 5 月 1 日現在）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
0 歳児	10 人	9 人	10 人
1 歳児	18 人	18 人	18 人
2 歳児	24 人	24 人	24 人
3 歳児	30 人	30 人	30 人
4 歳児	30 人	29 人	30 人
5 歳児	30 人	30 人	29 人

21 第三者評価の受審・自己評価の実施状況

項目	受審・実施状況	受審・実施結果
第三者評価受審状況	平成 29 年度受審	ホームページに記載
自己評価の実施状況	毎年度実施	

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨

公表、公示案件はありません。

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1. 保育の提供に要する保護者負担金（園費）

（1）保護者負担金（園費）の内訳

① 2号認定を受けた子どもに係る給食費

当該園では栄養士による献立作成・栄養管理を行っており、普通食は勿論、細やかな離乳食、アレルギー除去（代替）食や手作りおやつを提供している。また年間計画に基づいた特色ある食育指導を発達に沿って行い、積極的に進めている。

② 教材費・行事費

日常の教材費・遠足バス・遠足入場料・音楽や人形劇鑑賞料金・各種行事費用・各行事会場費・お土産等、他、特別指導（英会話・書道・体操）など特色ある教育のために係る費用。年度末に精算し、余剰金があれば返金させて戴きます。

③ 卒園記念費(5歳児のみ)

卒園アルバム・記念品・コサージュ等

（2）月額園費金額

安治川保育園園費					
クラス	保護者負担金（園費）（毎月）				
	給食費		教材費・行事費	卒園記念費	月合計
	主食費	副食費			
0	0	0	500	0	500
1	0	0	500	0	500
2	0	0	700	0	700
3	2,000	4,800	1,000	0	7,800
4	2,000	4,800	1,000 (内特別指導代 200)	0	7,800
5	2,000	4,800	1,500 (内特別指導代 650)	800	9,100

※上記に加え、クラス毎に成長発達に合わせた絵本を園が選び、代金は実費徴収として（450円前後・年度により変わります）配本いたします。また、保護者会より300円の徴収があります。

2. 園費以外の実費及び物品徴収の内訳

（1）新入・進級時

制服一式 26,400円・通園バッグ 3,910円・ぞうさんバック(サブバック) 430円・

体操服夏冬一式 13,000円（全て3歳児以上）・その他新年度用品代～9,600円・

災害共済(全児年1回) 280円・月間絵本（全児毎月）400～550円・保護者会費（全児毎月）300円

その他追加購入（随時）：自由画帳（1冊 320円）・のり補充代 100円・連絡帳（乳児用）160円・

連絡帳（小）140円・クレパスセット 630円（1本 50円）・マーカーセット 910円（1本 121円）・

カラー帽子 570円・カラー帽子（UV付き）1,000円・名札セット 260円（台紙のみ 50円）・

登降園時用 ICT カード追加 1枚 300円・制服ボタン 1つ 100円～200円

3. 時間外保育に係る利用者負担

時間外保育(標準時間 18:00以降・短時間 16:00以降)に係る利用者負担

利用料(児童1名につき)	月額 2,900円	日額 1回 300円
--------------	-----------	------------